

無期停学中の授業料について

【ご質問】（投稿日：2018年8月9日）

本学では、無期停学中であっても授業料の納入が必要であると聞いています。
しかし、大学への入構、単位履修、課外活動への参加、大学設備利用などの権利が停止されており、本学の勉学環境を一切利用できない無期停学中にも授業料の納入が必要であるというのは不適當ではないかと考えられます。
無期停学中の学生にも授業料の納入を求めている理由をお聞かせください。

【回答】（回答日：2018年10月15日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

停学期間中の学生であっても、京都大学通則に基づき授業料を納付しなければなりません。もとより停学に至ったことは当該学生本人の責めに帰すべき事由によるものですが、停学期間中であっても、本学の学生としての身分があることを前提に、指導教員等による更生に向けた指導が引き続き行われます。停学とは、大学の施設を利用し得る地位を一時停止するもので、その身分を失うものでないため授業料納付等その身分に伴う義務は果たさなければなりません。

なお、停学期間中の学生については、原則として、大学への入構及び本学の学生としての活動（教育課程の履修及び課外活動への参加を含む。）並びに大学施設・設備の利用が禁止されますが、本学が特に認めた場合には、その限りではありません。